第1章 新行財政改革プラン策定の必要性

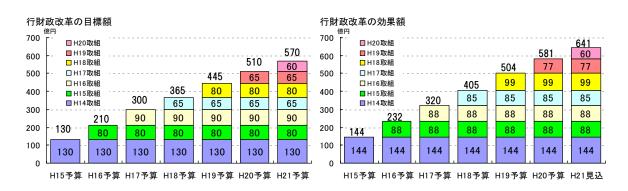
1 これまでの行財政改革と主な効果

本市は、平成14年7月の「財政危機宣言」以降、川崎再生のためには持続可能な財政基盤を確立することが不可欠であるという認識のもと、行財政改革を市政運営の最重要課題として位置付け、同年9月に川崎市行財政改革プラン(以下、「行財政改革プラン」を「改革プラン」という。)を策定し、その取組を着実に推進してきました。

また、平成17年3月に策定した第2次改革プランでは、川崎再生フロンティアプランと互いに連携を図りながら、引き続き行財政改革を本市の最重要課題に位置付け、取組を一層強化し推進してきました。

これまでの行財政改革の主な効果を集約すると、次のようになります。

①改革の目標数値として掲げている財政的効果について、平成20年度予算では、目標額を71億円上回る581億円の効果をあげました。



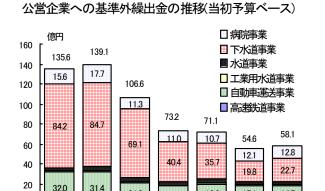
②「民間でできることは民間で」

という基本原則に基づき、事業の 民営化や指定管理者制度の導入 など事業執行手法の見直しを図 りながら、その他の手法も含めて、 平成15年4月からの6年間で約 2,100人を超える職員を削減した ほか、人事給与制度についても抜 本的な見直しを図りました。



※平成20年4月の職員削減数は、平成20年度当初予算に示す予算定数ベースのものを使用し、削減後の職員数については、平成19年4月の職員数から予算定数ベースの職員削減数を差引いています。

- ③建設事業等における厳しい事業選択や優先順位付け、市民サービスを中心とした施 策の再構築など、川崎再生フロンティアプランの3か年の実行計画の策定に合わせ てさまざまな見直しを着実に推進してきたことにより、平成14年度の「財政危機宣 言」時に見込んだ収支不足の状況について確実な対応を図りました。
- ④自治基本条例の施行や区行政改革の推進により、地域課題への的確な対応、市民活動支援の推進、区役所サービスの向上と効率化、市民参加による区行政 公営企業への基準外繰出金の推移(当初予算ベース) の推進といったさまざまな取組が具 間で 「135.6 139.1 日本送事業 現化しました。
- ⑤地方公営企業や出資法人について、 経営改善に向けた計画や指針を策定 し、公営企業会計に対する基準外繰 出金の縮小や出資法人の統廃合など、 一定の成果をあげました。



17.2

H17

16.6

H18

15.1

H19

14.7

H20

21.0

H16

なお、こうした改革の着実な推進により生まれた成果を、平成18年度の小児医療費助成や私立幼稚園保育料補助の拡大、平成19年度の市内小中学校普通教室の冷房化やこども文化センターの床改修など、子ども関連施策を中心とした市民サービスへ還元しました。また、平成20年度当初予算においても、学習環境の整備のため学校トイレの快適化に取り組むとともに、安全の確保の観点から道路や公園等の都市基盤への維持補修費の拡充を行い、管理水準の向上に取り組むこととしたところです。

0

H14

H15

|2 本市が抱える課題と行財政改革の継続の必要性

第1次改革プランを策定した当初は、それまでの行財政運営をそのまま続けていけば、財政再建団体に転落する可能性があり、そのあり方を根本的に改めるため、改革を断行していく必要がありました。

また、第2次改革プランの策定時においても、第1次改革プランにおいて、ほぼ計画どおりの成果となったものの、国の制度改正等の影響もあって、本市を取り巻く行財政環境は、依然として厳しく、先行きの不透明な状況にあり、市民生活の維持向上を図るためには、改革を継続することが不可欠でした。

そして現在、さまざまな改革目標の達成により、一定の成果を挙げていますが、平成20年度予算においても、減債基金からの借入れにより収支均衡を図っていることなどから、本市の財政環境は依然として厳しい状況にあります。

したがって、効率的かつ健全な行財政基盤を確立していくために、限られた財源や 資源を最大限に活用し、社会経済環境の変化に的確に対応しながらさまざまな施策の 再構築を進めるなど、今後も改革を一層強化していくことが必要です。

(1) 多様化・増大化する市民ニーズと行財政運営のさらなる効率化

本市の人口は、平成19年度の推計調査によると、大規模な住居系開発事業などによる社会増を主要因として、平成37年まで増加傾向が続く見込みです。また社会経済の担い手である生産年齢人口(15~64歳)も、平成37年にピークを迎えるまで一定規模を維持する状況にあります。

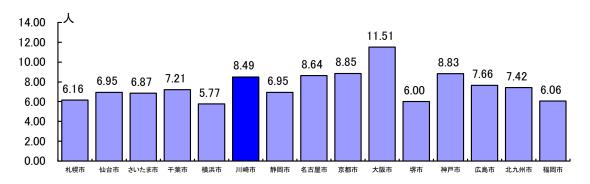
一方、老年齢人口の増加も著しく、いわゆる団塊の世代(昭和22~昭和24年生まれ)が老年齢(65歳以上)となる平成27年を過ぎたころには、老年齢人口は本市全体の20%を超え、その後は着実に増加が見込まれます。反対に、年少人口(14歳以下)については平成22年をピークに減少が見込まれ、その傾向は今後継続していくものと推計されています。

こうした本格的な少子高齢社会の到来などの社会構造の変化に伴う価値観やライフスタイルの多様化等に加え、年金、医療、福祉等のさまざまな制度改正等の影響により、本市行政に対する市民の期待やニーズは今後も増加することが想定されます。 このような状況においても、限られた財源や資源の中で、市民に真に必要なサービ スを確実に届けるという本市の使命を踏まえると、今後の市政運営にあっては、制度 や手法の抜本的な見直しを継続することが、何よりも重要です。

(2) 依然として高水準にある本市の職員数と人件費

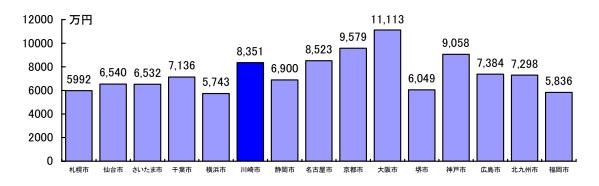
本市は、行政体制の再整備を改革の最優先課題として掲げ、職員数の削減に積極的に取り組んできたところですが、平成18年4月における各指定都市の人口1,000人あたりの普通会計における職員数を比較すると、本市は多い方から5番目になっており、依然として高い状況にあります。

各指定都市人口1,000人あたりにおける職員数(普通会計)の比較 (平成18年度総務省「地方公共団体定員管理調査」より抜粋)



また、人件費に着目してみると、平成18年度の普通会計決算における人件費と、 平成18年3月末の住民基本台帳から、人口1,000人あたりの普通会計人件費を算出し、 他の指定都市と比較した場合、本市は多い方から5番目となっています。

各指定都市人口1,000人あたりの人件費の比較 (各指定都市における平成18年度普通会計決算から算出)



こうしたことから、本市の人件費は、特に首都圏に位置する他の指定都市に比べて 高いと言えますが、その要因に、依然として職員数が多いことが挙げられます。

(3) 新たな公共サービス提供体制の確立

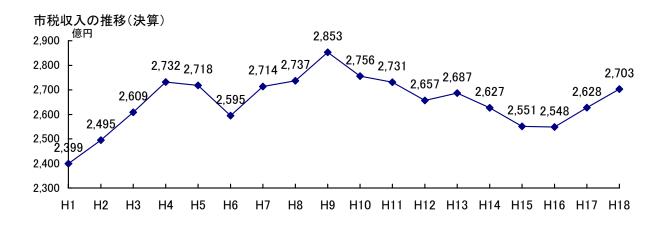
本市はこれまで、「民間活用型公共サービス提供システム」の構築を行財政改革の基本的な考え方に掲げ、「民間でできることは民間で」という原則のもと、民間部門を積極的に活用してきました。例えば指定管理者制度については、個別法等により管理運営主体が定められている施設を除く約340の公の施設のうち、制度を導入した施設は、平成19年度末で180施設となっています。

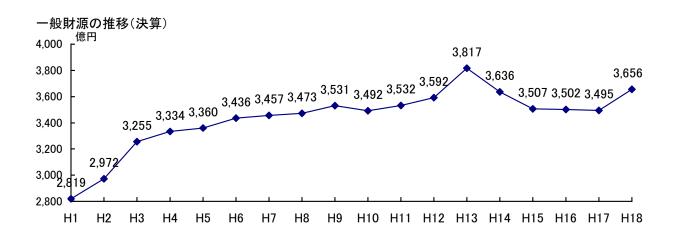
今後も多様化・増大化が見込まれる市民ニーズに、限られた財源の中で的確に対応 していくためには、公民それぞれの役割と責任の所在を明確にした、適切な連携によ る新たな公共サービス提供手法を確立して、サービスの安全性や継続性を確保したう えで、民間部門を有効に活用していくことが重要です。

(4) 本市の財政状況

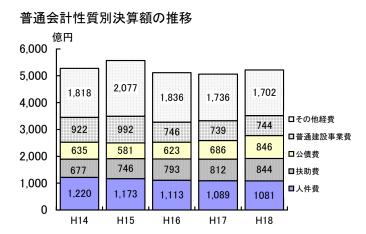
危機的な財政状況から、行財政改革を断行し、目標を上回る成果をあげたにもかかわらず、未だ厳しい財政状況にあるのは、市税収入が減少傾向にあったことや、国の三位一体の改革の影響等による一般財源の減が大きな要因です。

歳入の根幹である市税収入の決算額は、平成9年度をピークに減少傾向となり、 平成17年度にようやく増加に転じたところです。また、三位一体の改革により、地方 財政の収支不足を補てんする臨時財政対策債が大きく減少したことなどから、普通会 計における市税収入を中心とした一般財源総額は、平成13年度をピークとして減少を 続け、平成18年度においてようやく増加に転じています。



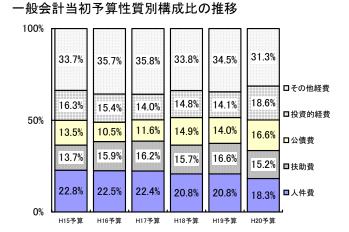


一方歳出では、平成14年度からの 普通会計決算の推移を見ると、人件費 は職員削減の取組の影響等から減少 しているものの、扶助費や公債費は増 加しており、人件費、扶助費、公債費 を合わせた義務的経費は、平成18年度 決算において、平成14年度との比較で 約10%の増となっています。なお投資



的経費は、一般財源が減少傾向であったことから、義務的経費への対応を優先せざる を得ず、平成18年度において平成14年度との比較で約20%の減となっています。

また、平成20年度一般会計予算における義務的経費の構成比は約50.1%で、依然として高比率で推移していますが、今後も扶助費や公債費は増加していくことが見込まれるため、行政体制の再整備や施策・制度の見直し等を行わなければ、義務的経費はさらなる増加が見込まれ、「財政の硬直化」が懸念されます。



平成18年度普通会計決算における財政指標を、他の指定都市と比較した場合、一般的に財政力の豊かさを表すとされている財政力指数は第1位となっており、また財政の弾力性を表す指標である経常収支比率は、85.5%と、他の指定都市の平均である

92.7%を下回るなど、相対的に優位といえるにも係わらず、本市の財政環境が未だ厳しい状況にあるのは、歳入規模の縮小に見合った歳出構造への転換が完了していないことを示すものであり、こうした視点からも行財政改革を継続する必要があると言えます。

(5) 国の行政改革施策に関連した行財政改革の実施

平成17年3月に総務省が示した「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針(以下、「新地方行革指針」という。)」を受けて、全国の地方公共団体は、平成17~21年度の5年間を取組期間とする「集中改革プラン」を策定・公表し、そこで示した数値目標等の実現に向けた取組を推進しています。

本市においても、新地方行革指針の項目に沿って、第2次改革プランに基づく「行政体制の再整備」の取組を中心に、2年間踏襲・延長して「川崎市集中改革プラン」を策定しましたが、平成20~21年度の2年間については、新改革プランの策定時に再度見直しを行うこととしました。

また、簡素で効率的な行政の実現に向け、地方公共団体においてさらに取り組むべき新たな課題を明らかにした、行政改革推進法や公共サービス改革法など、行政改革のさらなる推進のための新たな手法が制度化されました。

さらに、平成18年7月の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」において、新地方行革指針に加え、行政改革のさらなる推進のための指針が示され、さらにこれを参考に、各地方公共団体において一層の行政改革の推進に努めるよう地方自治法に基づく助言として、平成18年8月に総務省から「地方公共団体における行政改革のさらなる推進のための指針」(以下、「平成18年新指針」という。)が示されました。

本市は行財政改革の取組を、国に先駆けて着実に推進しており、こうした国の行財 政改革施策の方向性は、これまでの本市の取組と概ね一致していることから、今後も 社会環境に的確に対応した行財政運営を進めるにあたり、平成18年新指針で示された 内容も踏まえながら、本市の行財政改革を推進していく必要があります。